

◎新潟県告示第276号

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量（令和8年3月新潟県告示第237号）の一部を令和8年3月31日に次の表のように改正したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により準用する同条第4項の規定により公表する。

令和8年4月7日

新潟県知事 花 角 英 世

（下線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前								
1	（略）	1	（略）							
2	くろまぐろ（大型魚）	2	くろまぐろ（大型魚）							
	<table border="1"> <tr> <td>知事管理区分</td> <td>知事管理漁獲可能量</td> </tr> <tr> <td>新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業</td> <td><u>160.284</u>トン</td> </tr> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業	<u>160.284</u> トン	<table border="1"> <tr> <td>知事管理区分</td> <td>知事管理漁獲可能量</td> </tr> <tr> <td>新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業</td> <td><u>160.384</u>トン</td> </tr> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業	<u>160.384</u> トン
知事管理区分	知事管理漁獲可能量									
新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業	<u>160.284</u> トン									
知事管理区分	知事管理漁獲可能量									
新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業	<u>160.384</u> トン									
3・4	（略）	3・4	（略）							